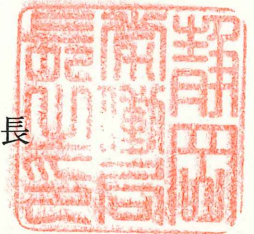


静岡労働基 1109 第 1 号
平成 29 年 11 月 9 日

その他の関係団体の長 殿

静岡労働局長



平成 29 年度 静岡年末年始無災害運動の実施について

労働行政の運営につきましては、平素、格別の御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、静岡県内の労働災害は、関係各位の御尽力により、静岡県内の休業 4 日以上の死傷災害は長期的には減少傾向にあり、平成 25 年には過去最小となったが、平成 26 年以降、増加傾向を示し 3 年連続 4,000 人を上回っている。平成 29 年は 10 月末日現在、死傷災害は前年同月比で 12 名減少したものの、死亡災害は前年より 2 名増加となっている。

こうした状況の中、これから年末年始を迎え、転倒災害などの労働災害の多発が懸念される時期となることから、本年度も別添の実施要領のとおり、「平成 29 年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動を積極的に展開していただきますよう、会員事業場等への周知をお願い申し上げます。

なお、別途送付した年末年始無災害運動のポスターの掲示等よろしく申し上げます。



平成29年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

静岡県内の休業4日以上之死傷災害は長期的には減少傾向にあり、平成25年には過去最小となったが、平成26年以降、増加傾向を示し3年連続4,000人を上回っている。平成29年は10月末日現在、死傷災害は前年同月比で12名減少したものの、死亡災害は前年より2名増加となっている。

こうした状況の中、年末年始を迎え、転倒災害など労働災害の増加が懸念される時期となることから、年末から年始にかけて、死亡災害の撲滅と災害ゼロを目指して、以下の基本的観点に立ち、「平成29年度 静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

「いま一度 職場の危険 総点検 無事故でつなぐ年末年始」

4 実施期間 平成29年12月1日から平成30年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、（公社）静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、（一社）日本ボイラ協会静岡支部、（一社）日本クレーン協会静岡支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、（独）労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6 事業場が実施する個別実施事項

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底など「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく転倒災害の防止
- (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における労働災害防止対策の徹底
- (4) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (5) はさまれ・巻き込まれ等災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (6) リスクアセスメント活動の導入・徹底
- (7) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (8) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (9) 過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策など、労働者の健康確保対策の推進
- (10) 飲酒、睡眠など生活リズムに関する健康指導の実施
- (11) 職場における腰痛予防対策の徹底
- (12) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示

7 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

8 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における年末年始無災害運動の取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

9 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等に対する本運動の実施要請
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの集団指導、会合等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施